

建築士講習のご案内

建築士定期講習

改正建築士法により義務化された建築士定期講習は、対象資格の取得、もしくは定期講習を受講した翌年度4月1日から起算して、3年以内に受講する必要があります。

2022年度は2019年度に資格を取得、もしくは定期講習を受講した方が3年の期限を迎えます。

今年度受講された方の次回受講期限は、何月に受講しても2023年度末となります。年度末は混雑が予想されますので、早めの受講をお願いします。

今年度の講習予定

定期講習(一級、二級、木造合同開催 ※修了考査は資格種類ごと)

2022年	5月21日(土)	2023年	1月21日(土)
	7月16日(土)		2月18日(土)
	10月8日(土)		3月18日(土)
	11月5日(土)		
	12月10日(土)		

管理建築士講習

改正建築士法により、建築士事務所に配置される管理建築士は、法定業務に3年以上従事した後、管理建築士講習を受講修了したものでなければなりません。

管理建築士講習は、管理建築士になろうとする建築士が受講するもので、定期的に受講する必要はありません。

今年度の講習予定

2023年 3月11日(土)

NPO法人 埼玉土建建築支援センター

〒331-0811 埼玉県さいたま市北区吉野町2-220-3

Tel 048-669-1551

Fax 048-669-1550